

事務連絡

平成26年3月28日

各都道府県雇用創出基金事業担当課（室） 御中

厚生労働省職業安定局
地域雇用対策室

雇用創出基金事業に係る消費税経過措置の取扱いについて

平素より、職業安定行政へのご理解ご協力を賜りまして感謝申し上げます。

各都道府県におかれては、基金事業の委託事業における消費税の取扱いについて消費税法に基づき適正な取扱いがなされていると思っておりますが、平成26年4月から消費税率が引き上げに伴い、下記のとおりご留意いただくようお願いいたします。また、地方自治体の会計規則等に基づき適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 平成26年度から契約した委託事業
消費税率8%を委託費に計上し、精算を行うこと。
- 2 平成25年度から契約している委託事業
 - (1) 平成25年度に終了する委託事業
消費税率5%を委託費に計上し、精算を行うこと。
 - (2) 平成26年度に終了する委託事業
 - ① 平成25年10月以前に契約した委託事業
平成25年度分は消費税率5%を委託費に計上し、平成26年度分は変更契約を締結することにより消費税率8%を委託費に計上すること。
各年度の精算については契約書に基づき適切に対応すること。
 - ② 平成25年10月以降に契約した委託事業
各年度の積算内訳に基づき、平成25年度分は消費税率5%とし、平成26年度分は消費税率8%を委託費に計上する契約方法と、一括して消費税率8%を委託費に計上する契約方法がありうることから、委託事業に基づき適切に契約を行うこと。
各年度の精算については契約書に基づき適切に対応すること。
- 3 留意事項
 - (1) 年度毎に契約書を締結している場合は、当該年度の消費税率を適用すること。

- (2) 委託先が消費税法上の免税事業者に該当する場合はこの限りではない。
- (3) 消費税の計上方法について不明な点がある場合は、最寄りの税務署へ相談するなどし、適正に計上されるよう取り計らうこと。